

保健師活動指針

活用ガイド

考えて

ひらめいて
創造して

実践できる



平成26年3月



公益社団法人 **日本看護協会**
Japanese Nursing Association

ひらめいて
考えて、創造して、実践できる

保健師活動指針

活用ガイド

はじめに

経済成長の鈍化と少子超高齢社会の中で、高齢者や病を背負った住民に対する治療やケアは、「病院完結型」から「地域完結型」へと転換期を迎えています。この時代の保健師には、医療と介護が乖離することなく包括的ケアがゆきわたる仕組みを整える役割が期待されています。さらに家族間、コミュニティメンバー間の関係希薄化が懸念される中、子育てや介護行為が孤立し閉鎖的に行われないうちに、地域の自助、互助、共助を支援し、そこに暮らす人々の自然な結びつきの再活性化を支援することが従来以上に要請されています。

今般、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改定において、ソーシャル・キャピタルを活用した活動が強調されました。また、「健康日本 21（第二次）」では、健康格差の縮小や住民自らが健康行動を選択できる保健指導の重要性が明記されました。

人間を全体として捉え、支えることが強調されている今、年齢・疾病／障がい別の縦割りのサービス提供つまり「定型業務」だけでは、保健師は自らの価値を発揮しているとは言えません。旧来の縦割り組織間の橋渡し役を果たし、多職種・多分野協働による創造的活動を目指しましょう。

これらを踏まえて、「地域における保健師の保健活動指針」が改定されました。この改定に先立ち、日本看護協会は、都道府県看護協会保健師職能委員長の協力を得て、全国の保健師の声を集約し、「地域における保健師の保健活動に関する検討会」において、新指針への提案をしてきました。

本ガイドは、新指針の解説に加えて、それに基づく実践事例を掲載しました。

安心・安全な地域生活と住民一人ひとりが自分らしい生き方を選べるよう支え続ける守り人として、保健師が自信を持ち、どのような変化にも臆せず対応できるように、自ら考え、創意工夫を生み出す力につなげていただく一助になれば幸いです。

平成 26 年 3 月

日本看護協会 常任理事 中板 育美

注）本ガイドでは、厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」（平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号）を「保健師活動指針」と略称しています。

目次

○地域で活動する保健師の姿

I	保健師の活動体制と 機能を高める4つの「記」	08
II	保健師活動指針を踏まえた保健活動の展開	26
	◇保健師の保健活動の基本的な方向性	
	項目1 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施	27
	項目2 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開	34
	項目3 予防的介入の重視	41
	項目4 地区活動に立脚した活動の強化	50
	項目5 地区担当制の推進	57
	項目6 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進	63
	項目7 部署横断的な保健活動の連携及び協働	71
	項目8 地域のケアシステムの構築	75
	項目9 各種保健医療福祉計画の策定及び実施	79
	項目10 人材育成	81
III	保健師への期待	86
IV	＜特別寄稿＞ 保健師活動指針改定の経緯と位置付け	90
V	保健師活動指針見直しのプロセスの中で	92
資料	地域における保健師の保健活動について	94

○地域で活動する保健師の姿





